

れいわ ねん がつ にち
令和 7 年 7 月 17 日

ほ べ しや さま
保 護 者 様

おおさかしきょういくいいんかい
大阪 市 教 育 委 員 会

きょうしよくいん しぶつ き き ようじじどうせいと さつえい
教 職 員 の私物デジタル機器による幼児児童生徒の撮影について

へいそ より、ほんしきょういく すいしん りかい きょうりよく たまわ
平素より、本市教育の推進にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、ほうどう にもございますように、たとし において、きょうし じどうせいととう とうさつ がぞう
などを SNS 上 のきょうし かん グループで きょうゆう たいほ じあん ほごしや みなさま
共有し逮捕された事案があり、保護者の皆様には
ごしんぱい をおかけしていることとぞんじます。

このたび、たとし において はっせい たびかさ きょうし じどうせいと たい せいぼうりよくとう
の事案を受け、もんぶかがくしやう より「じどうせいとせいぼうりよくとう ぼうしとう かん きょうし ふくむきりつ
の確保の徹底について」の通知がございました。

つうち には、きょうし じん とう してき たんまつ じどうせいととう さつえい
教師個人のスマートフォン等の私的な端末で児童生徒等を撮影することの
ないよう、また、がっこうしやうとう たんまつ さつえい ばあい じどうせいととう がぞう かんり
学校所有等の端末で撮影する場合であっても児童生徒等の画像を管理
しよく きよか がっこうがい も だ てつてい ひつよう たいおう
職の許可なく学校外に持ち出すことのないよう徹底していくことが必要」との対応が
しじ 指示されております。

これまで本市においては、ほんし おおさかしりつがっこうえん さつえい もくてき き
運用ガイドライン」をさくてい こうえんちやう げんじゅう かんり うんよう おこな
策定し、校長による厳重な管理のもと、運用を行ってま
いりました。しかしながら、こんかい つうち う かいてい こんご
今回の通知を受け、ガイドラインを改訂するとともに、今後、
がっこうえん たいよ びひん ききいがい しやう きょうしよくいん ようじじどうせいと
学校園から貸与された備品のデジタル機器以外を使用した教職員による幼児児童生徒
の撮影は さつえい おこな わないことといたしました。

つきましては、がっこうえん おおさかしりつがっこうえん じやうほうはつしんとう どうよう
学校園ホームページにおける情報発信等について、これまでと同様の
じかんたい ひんど ないよう こうしん しやうち
時間帯や頻度・内容で更新できないことをご承知ください。

ほんし ひ つづ きょうしよくいん ふくむきりつ かくほ てつてい おこな
本市といたしましては、引き続き、教職員の服務規律の確保の徹底を行ってまいり
ます。

なにとぞ りかい きょうりよく たまわ ねが もう
何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。